

# 瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る 制度の見直しの方向性について

令和3年2月

令和元年6月19日に環境大臣が諮問した「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」は、中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において審議され、その結果を受けて令和2年3月31日付けで、中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされた。

## <中央環境審議会「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（答申）」（令和2年3月）の概要>

地域主体できれいで豊かな瀬戸内海を実現する「令和の里海づくり」

- 地域が主体となって、あるべき姿をデザインし、実現に向け国も含め様々な主体が積極的に参画
- 周辺環境の保全上支障なく一定の秩序を保ち、最新の科学的知見を踏まえて具体的な対策を実施

### 令和の里海づくりに向けた4つの方策

#### 1. 栄養塩類の管理等による生物の多様性及び生産性の確保

- 地域の合意による栄養塩類の管理の手続き等についてルール化
- 藻場・干潟等の更なる保全・再生・創出の計画的実施



#### PDCAサイクルの導入

- 管理対策の水域、目標値計画の設定
- 対策の実施
- 管理への反映
- 湾・灘協議会による地域合意形成

#### 2. 瀬戸内海全体の水環境を評価・管理する制度的基盤

- 瀬戸内海に水を排出する特定施設の設置許可制度の合理化や水質総量削減、環境基準の評価の在り方検討

#### 3. 地域資源の保全・利活用に係る取組の推進

- 国立公園等の保護区拡張に向けた検討や調整
- インバウンド対応の視点も加えた、地域資源の再発見・情報発信、地域資源同士の有機的連携 等

#### 4. 漂流・漂着・海底ごみ、気候変動等の課題に対する基盤整備

- 内陸地域も含め上下流が協働した海ごみ対策の推進
- 水質管理に係る科学的知見の更なる集積や気候変動への適応策の検討 等



中央環境審議会「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」（答申）（令和2年3月）を踏まえ、令和3年1月26日に中央環境審議会会長から環境大臣へ意見具申がなされた。

## ■ 意見具申の主な内容

### ① 順応的管理プロセス※による栄養塩類の管理

※ モニタリングと並行して対策を実施し、モニタリング結果に基づく検証・学習によって随時対策の変更を加える管理手法

特定の海域ごとの実情に応じたきめ細やかな栄養塩類の管理が必要である一方、**現行制度において栄養塩類の削減に主眼を置いた規定が有るものの、栄養塩類の供給については想定されておらず、これに対応するルールが必要。**

- 関係府県知事は、関係行政機関や関係者との協議のもと**栄養塩類管理計画を策定**
- 当該計画は、計画区域、栄養塩類の種類や水質目標値（環境基準の範囲内）、供給方法、水質の測定・評価方法等を計画に記載
- 定期的な評価により、**周辺環境の保全上の著しい影響が判明した場合に、供給を中断・計画を見直し**
- 特定施設の構造等の変更手続の緩和や水質総量削減制度との調和・両立

### ② 藻場等の再生・創出の促進

特定の海域における生物の多様性及び生産性の確保に当たっては、**栄養塩類の管理のほか、藻場・干潟等の保全・再生・創出、底質の改善等を両輪として同時並行で実施することが必要。**

- 再生・創出された藻場・干潟等を適切に保全するため、自然海浜保全地区の指定対象の拡充に係る制度を見直し

### ③ 関係者間の連携強化

府県域を越える広域連携の場がないが、湾・灘によって取り巻く環境の状況が異なることからその場の意義大きい。

- 様々な主体の参画のもと広域的な課題についての府県の枠を越えた地域合意・連絡・協議等の場の設置に向けた取組が必要

### ④ 特定施設の設置等に係る許可制度の運用の効率化・適正化

本制度については当面、維持する一方、制度運用の効率化・適正化を図ることが必要。

- 瀬戸内海の環境負荷が増大しないことが明らかな事案について、特定施設に係る規制の合理化

### ⑤ 漂流ごみ等（海洋プラスチックごみを含む）気候変動等に係る視点その他基盤的施策

**瀬戸内海における漂流ごみ等の大部分が、瀬戸内海地域由来と見られることに鑑み、問題の解決には、漂流ごみ等の除去のみならず、発生抑制対策の推進が必要。**また、気候変動適応に関する視点を踏まえた対応が必要

- 特に漂流ごみ等の問題について、内陸地域を巻き込み、また、府県域を越えて地域が一体となり共同して、発生抑制対策を推進
- 生物の多様性及び生産性に与える悪影響の低減を図るため、気候変動影響に対し、必要な適応策を検討